

# 令和8年度当初予算編成方針

R7.10.22

総務部

総合企画部

## 1 当初予算編成の前提となる財政状況

### ○ 国の予算編成状況

- ・総務省より示された「令和8年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額について、令和7年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。
- ・一方、米国による関税措置をはじめとする社会・経済動向や、国の税制改正の影響などにより、税収の見通しが不透明であり、その推移に注意を払う必要がある。また、今後の予算編成過程で調整される地方財政対策に加え、経済対策や物価高騰対策など、国の予算編成全般の動向を十分に注視していく必要がある。

### ○ 本県の厳しい財政状況

- ・歳出面では、かつての財政危機当時に講じた県債の償還期間延長措置の影響が令和7年度から増加に転じ、さらに近年の防災・減災対策等に伴う県債発行額の増加により、公債費は今後も増加する見通しである。また、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加は避けられず、歳出構造は一層硬直化していくことが見込まれている。
- ・一方、歳入面では、県税収入などの一般財源の一定の増加が見込まれるものの、歳出増を補うほどの伸びは期待できず、不足する財源は、財政調整基金などの財源対策に活用可能な基金に頼らざるを得ない。しかし、その基金も、近い将来枯渇し、必要な予算が確保できなくなることが見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。基金は、本来、大雪に伴う除雪や災害対応など不測の事態に備えるものであり、枯渇すれば緊急事態に対応できず、県民生活に深刻な影響が生じることになりかねない。
- ・こうした現状に加え、今後の歳出・歳入には変動要素も見込まれる。歳出面では、金利上昇に伴う公債費の増加や自然災害など不測の事態への対応が想定され、歳入面では、米国の関税措置や国の税制改正などによる税収の変動も注視する必要がある。これらを踏まえると、県財政を取り巻く状況は一層予断を許さない状況にある。
- ・こうした中、現在、臨時財政対策債を除く通常債の県債残高は過去最高水準に達しており、将来負担比率も令和6年度決算において224.9%であり、全国平均の144.1%を大きく上回るなど、将来世代への負担は極めて重い状況にある。
- ・このため、将来負担を見据えた適正な県債発行や行財政改革などに努め、財政運営が持続可能なものとなるよう取り組んでいく必要がある。

## 2 当初予算編成の考え方

### (1) 基本的な取組方針

- ・ 厳しい財政状況の中にあっても、県民の安全・安心を守り、未来に希望が持てる社会の実現を目指し、「安心とワクワクに溢れ、人やモノが集まる岐阜県」を基本方針として、「目指すべき10の目標」など、重要な政策課題に着実に取り組む必要がある。

#### 【目指すべき10の目標】

- 1 若者や女性が持てる力を発揮できる働き方や職場をつくる
- 2 子どもを産み育てやすい環境やサポートシステムをつくる
- 3 お年寄りや障がいがある方が活躍できる場や居場所をつくる
- 4 災害などに強いインフラや医療・防災システムを整備する
- 5 鳥獣害のない里山を作り多様な価値を生む農業を推進する
- 6 山林や堆肥などを活用したクリーンなエネルギーを供給する
- 7 中堅中小企業の生産性を高め伝統産業の価値を発信する
- 8 社会課題を解決し未来を拓く新たなビジネスや産業を生み出す
- 9 豊かな感性を育み多様な子どもと一緒に学ぶ教育を実現する
- 10 文化や芸術、スポーツなど人生を豊かにする活動を促進する

- ・ 予算編成にあたっては、社会保障や防災・減災、災害対策など、県民の「安心」を支える事業に必要な予算を確保するとともに、「ワクワク」する未来を切り拓く新規事業への投資も進めることが重要である
- ・ その際には、従来の「当たり前」とされてきた事業のあり方を根本から見直し、知恵と工夫を最大限に生かしながら、限られた財源を真に必要な事業へと重点的に配分するとともに、歳入歳出全体の計画的・段階的な見直しを進めていく必要がある。
- ・ こうした取組を通じて、まず財源対策活用可能基金の枯渇を防ぎ、さらに大雪に伴う除雪や災害対応など、不測の事態に備えた基金残高の確保を図る。
- ・ このように、「重要な政策課題への対応」と「財源対策活用可能基金枯渇の回避」の両立を図りつつ、以下の観点を踏まえたメリハリのある予算編成を行う。

## ① 事業見直しの徹底

- ・令和7年度第2回事務事業見直し推進本部において決定された「事業見直しの方針」に基づき見直しを実施すること。

### 【事業見直しの方針】

#### 1 国費などの最大限の活用

##### ①公共事業の見直し

- ・国補正予算など、国費や有利な県債を最大限活用できる仕組みを構築

##### ②国の「第2世代交付金」の活用

- ・既存事業を見直し、交付金が充当できる事業に再構築

##### ③国に対する新たな補助制度創設の提案

- ・国の「政策の柱」と併せて補助制度の創設を提案

#### 2 効率的・効果的な事業に向けた施策の重点化等

##### ①真に支援が必要な対象に絞った事業への見直し

- ・費用対効果の観点から、対象を絞った事業となるよう見直し

##### ②他県と比べて過度になっている事業の見直し

- ・本県独自制度により、多額の県費を要している事業の見直し

##### ③一定の役割を終えた事業の見直し

- ・これまで「当たり前」に実施してきた事業の見直し

#### 3 歳入確保策の強化・県有施設の利活用

##### ①物価高騰などを踏まえた使用料・手数料の見直し

- ・近年の物価高騰や労務単価上昇を踏まえた料金単価の見直し

##### ②県税の徴収対策の強化

- ・徴収率向上に向けた市町村との連携強化など

##### ③県有施設の利活用の推進

- ・民間活力の導入などの新たな賑わい創出に向けた利活用方法の見直しなど

- ・また、より具体的な見直しを進めるにあたっては、上記「事業見直しの方針」のほか、各部局の次長級職員で構成した部局横断的な「事業見直しプロジェクトチーム」が策定した(2)①に記載の「事業見直しの視点」を踏まえ、検討を行うこと。
- ・さらに、組織の枠にとらわれず、実際に事業に直接関わった職員等の視点を生かすために全職員を対象として新たに立ち上げた「職員提案制度」による提案については、事業見直しを検討すること。

## ② 重要な政策課題に的確に対応

- ・目指すべき「10の目標」などの重要な政策課題に対応するため、新規事業については、重要政策予算として、別途各部に示す一般財源の額を超えて要求できるものとする。
- ・一般政策予算については、別途各部に示す一般財源の額の範囲内で要求すること。

## (2) 具体的な事業見直しの視点・ポイント

### ①政策予算（県有建物・システム関連予算を除く）

#### 【事業見直しの視点】

- (1) 事業目的を達成し、施策の見直しや転換が必要な事業
- (2) 少ない県費でより効率的・効果的に実施可能な事業
- (3) 国庫補助金等、外部資金の獲得が可能な事業
- (4) 補助対象・支援対象の重点化が可能な事業
- (5) 国や市町村、民間企業による事業と重複（上乗せ含む）する事業
- (6) 類似事業との統合や共同化が可能な事業
- (7) 補助率1／2を超える高率の県単補助
- (8) 適正な規模に見直す事業
- (9) 使用料・手数料の単価などの適正な設定
- (10) その他、各種歳入確保策の強化

- ・上記「事業見直しの視点」により、以下の全事業について見直しを検討すること。
  - (1) 終期が到来する事業
  - (2) 県独自の補助金・給付金等（奨励金的な性質を含む事業を含む）
  - (3) その他、5年以上継続実施している一般政策予算等
- ・このほか、以下の事業については上記「事業見直しの視点」に加え、別紙に示す横串の観点（切り口）も踏まえて見直しを検討すること。 **別紙1のとおり**
  - (1) 広報経費      (2) 渡航経費      (3) イベント等開催経費
  - (4) 出展経費      (5) 各種認定制度経費
- ・なお、見直しにあたっては、単に事業を廃止するのではなく、必要に応じて、国庫など外部資金の獲得や、より効率的・効果的な内容への見直しを行うなど、県費を抑制しつつ必要な施策を推進できるよう工夫を図ること。

### ②職員目線の見直しに向けた職員提案等の提案事業

- ・実際の事業を執行する職員の見直しによる事業見直しを推進するため、全職員を対象に令和7年9月11日付け通知により実施した職員提案制度に基づく提案については、事業見直しの検討を行うこと。
- ・令和7年4月11日付けの通知「職員からの事業アイデアの募集について」に基づく提案及び令和7年5月12日から9月12日まで開催された「政策実現コラボ研修」での提案については、関係部局にて前向きにその対応を検討すること。

### ③県有建物関連予算

- ・県有建物については、今後の施設の在り方に関する協議を進めることとしていることから、当該協議の進捗を踏まえ、必要に応じて関連予算の見直しを行うこと。

#### ④システム関連予算

- ・情報システム導入審査委員会の方針に従って、将来的な情報システムの最適化（業務効率化、維持管理費の削減）に向けた見直し検討を実施すること。

### (3) 具体的な予算編成の視点・ポイント

#### ① 重要政策予算について

- ・（１）②に記載の「新規事業」については、後述の一般財源総額の範囲外で要求できるものとする。
- ・ただし、要求にあたっては、既存事業の見直しなどによる事業の新陳代謝を最大限図った上で、真に必要なものに厳選し、安易な既存事業の組替えによる事業などは新規事業としては認めないため、厳に慎むこと。
- ・終期の設定については、原則３年以内とすること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

#### ② 「予算要求基準」の遵守

別紙２のとおり

- ・予算要求基準を遵守の上、各事業の費用対効果や必要性、効率性、将来負担等を十分精査した予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算については、別途各部に示す一般財源の範囲で予算要求すること。なお、当該予算については、一般政策予算のうち県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和７年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、社会保障関係経費などを考慮した上で、前年度の一般財源に 100 分の 90 を乗じた額を基本として一般財源総額を算出していること。また、積極的な事業見直しにより、配分した一般財源総額を下回る要求額となる場合、当該差額については、原則、新規事業の財源とできるものとしていること（ただし、必要に応じて総務部で査定を行うものであること）。
- ・令和７年度の重要政策予算（単年度事業を除く）については、一般政策予算として取り扱い、一般財源総額の算定を行うものであること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。
- ・個別調整事業については、予算編成過程にて所要額の検討を行う予定であること。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、（１）及び（２）の趣旨を踏まえ、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

#### ③ 事務事業見直しの反映について

- ・「事業見直しの方針」や「事業見直しの視点」による事業の見直しを検討した上で要求すること。

- ・見直し案に基づき、創設あるいは内容の見直しを行う事業については、その効果を明確に示した上で要求すること。
- ・また、見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。
- ・なお、各部局の事業見直し検討結果については、総務部が査定後に取りまとめの上、「事業見直しプロジェクトチーム」において全庁的な確認・調整を行い、必要に応じて更なる見直しを検討するものであること。総務部は、その結果を踏まえ、各見直し内容を再度精査し、予算査定に反映する予定であること。

#### ④ 市町村等との連携について

- ・市町村や各種団体などとの連携が必要な事業については、当該団体と十分な調整や必要な情報共有を行うこと。

#### ⑤ 公共施設の再整備及び維持保全に係る予算並びに維持管理予算について

- ・公共施設の再整備及び維持保全に係る予算等については、今後の施設の在り方に関する協議の進捗を踏まえつつ、別途発出する通知に基づき、工事箇所や規模、実施時期などについて、十分に精査した上で要求すること。
- ・その上で、県全体の要求総額の状況を踏まえ、優先度などの観点から、年度間の平準化を図ることも想定していること。

#### ⑥ 経済・物価動向等の予算などへの適切な反映

- ・物価高騰に対応した適切な発注が可能となるよう、実勢を踏まえた適正な労務費単価や資材価格などを反映した予算要求とすること。

#### ⑦ 周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、財源捻出は不要とする取扱いであること。

#### ⑧ 基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部の活用計画により要求すること。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税事業については、林政部と調整後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長等の見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

#### ⑨ 国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。

- ・国庫補助事業については、財源的には有利であるが、一定の県費を伴うことや実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味した上で受け入れを行うこと。また、国庫 10/10 事業であっても、人的負担が伴うことや県費による事業継続の可能性があることを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。
- ・新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）については、地方創生を推進する観点から、積極的に活用するよう心掛けること。

#### ⑩ 過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒して対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

#### ⑪ 監査委員等指摘事項への予算対応

- ・監査委員、県議会決算特別委員会、包括外部監査人からの指摘事項について、適切に予算に反映した上で要求することとし、再度指摘を受けることのないよう適切に対応すること。

#### ⑫ 「予算の使い切り」廃絶に向けた取組の徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取組を徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

#### ⑬ 現地機関の実情把握

- ・本庁各課においては、予算要求に際して現地機関の実情を十分把握し、その声を反映した予算要求に努めること。
- ・なお、RENTAI リンク集に設置している「予算相談窓口」にて受け付けた案件のうち、予算対応が必要なものは、関係各課へ対応を協議する予定であること。

#### ⑭ 特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

#### ⑮ 債務負担行為及び長期継続契約の適切な運用

- ・債務負担行為については、岐阜県公契約条例を踏まえた適切な運用に留意する必要があるとともに、将来の財政運営を圧迫する側面もあることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を行うこと。
- ・長期継続契約については、債務負担行為同様、全体事業費及び各年度事業費を明らかにして要求すること。

#### ⑩ 予算編成過程の公開について

- ・ 予算編成過程を公開する中で、事業ごとにこれまでの取組状況や成果についても公開することとしていることから、所管課においては、事業の目的や取組の評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。
- ・ また、事業の評価指標については、原則設定することとしており、各事業が位置づけられる各種計画や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略における数値目標などを参考に設定すること。

## ○ 事業見直しに係る横串の観点（切り口）

### 1 広報経費

- SNS チームによる発信を最大限活用し、従来の手法による広報や県民サポーターなどの制度について見直しを検討。
- 特に大量冊子の作成は、原則廃止。
- ポータルサイトの活用状況、必要性などを改めて検証し、廃止も検討。

### 2 渡航経費

- 必要最低限の出張・人数とする。

### 3 イベント等開催経費

- 事業目的を改めて確認し、継続の可否を検討。
- 関係者（市町村や企業など）との共催を検討。
- 複数イベント・シンポジウム等の統合による経費節減。
- 開催頻度（隔年開催など）の見直しの検討。
- 費用対効果を検証し、実施方法（登壇者や出演者の選定、オンライン配信など）の見直しや廃止を検討。

### 4 出展経費

- 出展費用は、原則事業者負担。
- 県が負担する場合も、原則最大 1 / 2 までとする。

### 5 各種認定制度経費

- 活用状況、知名度などを改めて検証し、廃止も検討。

## ○ 事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により、更なる歳出削減があり得るものであること。

また、予算編成方針の2（1）及び（2）の趣旨を踏まえた要求とすること。

### 1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組の評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

#### （1）一般政策予算

- ・別途、各部に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、当該予算については、一般政策予算のうち県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和7年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、社会保障関係経費などを考慮した上で、前年度の一般財源に100分の90を乗じた額を基本として一般財源総額を算出していること。

なお、積極的な事業見直しの実施により、一般政策予算の要求額が配分した一般財源総額を下回った場合、原則、当該差額を新規事業の財源として要求できるものとしていること（他の新規事業同様に総務部において必要に応じて査定を実施）。

- ・令和7年度の重要政策事業（単年度事業を除く）のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・既存事業の縮減を行う場合には、各事業を一律減額するのではなく、事業の廃止・休止による抜本的な見直しに努めること。また、その場合において、関係者や関連団体との意思疎通を十分に行うこと。

#### （2）重要政策予算

- ・新規事業については、所要額を要求することとするが、既存事業の見直しなどによる事業の新陳代謝を最大限図った上で、真に必要な事業に厳選して要求するとともに、安易な既存事業の組替えによる事業などは、新規事業としては認めないため、厳に要求を慎むこと。
- ・終期の設定については、原則3年以内とすること。
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業を含む）であること。
- ・国庫補助事業の活用を最優先して検討すること。

### (3) 個別調整経費

- ・公共事業等については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・「学校建設事業」のうち、県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「学建長寿命化」として、予算編成方針の2(3)「⑤ 公共施設の再整備及び維持保全に係る予算並びに維持管理予算について」に基づいて要求すること。

### (4) 県費1千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

### (5) 学校建設事業以外の県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全経費）

- ・県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、予算編成方針の2(3)「⑤ 公共施設の再整備及び維持保全に係る予算並びに維持管理予算について」に基づいて要求すること。

### (6) その他の政策予算

- ・「情報システム開発経費」及び「情報システム保守管理経費」については、情報システム導入審査委員会の方針に基づき、国費を活用するなど可能な限り県費を圧縮し、要求すること。
- ・その他の経費についても、国費を活用するなど可能な限り県費を圧縮し、要求すること。

## 2 非裁量予算

- ・所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直した上で、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

## 3 管理予算

- ・「人件費」については、従来ルールに基づき、要求すること。
- ・その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。